

駆除事業者へ依頼する前に御確認ください

## 鎌倉市スズメバチの巣駆除費補助金

スズメバチの巣の駆除費用の一部を補助しています。



### ○対象となる巣

市内にあるスズメバチ（ハチ目スズメバチ亜科：オオスズメバチ、キイロスズメバチ等）の巣で、個人の居住用の建物・敷地など人が日常的に通行する際に支障があるもの。

- ※ アシナガバチ、ミツバチなどの巣や冬季に巣の中の蜂が死滅した空巣は対象外です。
- ※ 事業所（工場・商業施設・事務所等）の土地、建物等にできたスズメバチの巣の駆除は対象外です。

### ○対象者

駆除事業者により対象となる巣の駆除を行った土地、建物等の所有者、使用者、管理者である個人。

- ※ 対象基準（暴力団員等でないこと、市税を滞納していないことなど）があります。

### ○補助金額

駆除費用（消費税及び地方消費税を除く）の3分の1の額（上限10,000円、100円未満の端数は切り捨て）

- ※ 駆除のために建物等の一部を破壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用並びに樹木を伐採する必要が生じた場合の費用は除きます。

### ○駆除事業者への依頼（有料）

巣の駆除料金については、各駆除事業者が巣を作った場所や巣の大きさ等に応じて独自に定めているので事業者毎に異なります。駆除料金を確認して作業を依頼してください。

市が指定した駆除事業者（以下「指定事業者」という）の場合には、指定事業者を通じて、申請書を提出することができます。

#### 指定事業者

| 事業者名        | 住 所             | 電話番号         |
|-------------|-----------------|--------------|
| 株式会社横浜サンセルフ | 横浜市金沢区幸浦2-16-4  | 045-786-0051 |
| 有限会社ナカマル商会  | 横浜市磯子区原町11-11   | 045-761-3148 |
| ブラザー興業株式会社  | 横浜市中区末吉町1-13-20 | 045-712-2046 |

#### 指定事業者以外の駆除事業者に依頼、相談する場合の問い合わせ先

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会（県内の消毒業者が加盟している協会）

TEL：045-681-8585

#### 問い合わせ先

鎌倉市環境保全課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 TEL：0467-61-3444

## ○申請方法

現にスズメバチが活動しているスズメバチの巣を確認



スズメバチの巣の駆除を駆除事業者へ直接依頼



駆除前の写真（2点）を撮影

①営巣場所の土地・建物等の全景写真※<sup>1</sup>

※1…①の写真で巣の位置が確認できない場合には、申請書に巣の位置図の記載が必要。

②駆除前のスズメバチの巣とその周囲の状況が分かる写真※<sup>2</sup>

※2…①の写真でスズメバチの巣と周囲の状況が分かる場合には省略可。



駆除事業者がスズメバチの巣の駆除を実施



駆除後の写真を撮影

③②と同じ構図で撮影した駆除後の写真※<sup>3</sup>

※3…営巣場所が通気口など駆除後の写真が②と同じとなる場合には省略可。

ただし、営巣場所が通気口内など①または②の写真にスズメバチの巣を写すことができない場所や、無害化の対応を行った場合には、除去したスズメバチの巣またはスズメバチの死骸の写真を撮影



駆除費用を駆除事業者へ支払い



市環境保全課に申請書を提出※<sup>4</sup>

※4…領収書の領収日から起算して60日を経過する日または申請年度の2月10日（閉庁日の場合には、その前開庁日）のいずれか早い日まで。

## ○申請書類

- ・申請書（市ホームページからダウンロードできます）
- ・スズメバチの巣の駆除に要した費用についての領収書の写し
  - ※建物の一部解体などの費用を含む場合は、巣の駆除に要した費用の内訳が明記されていること。
- ・写真（基本的には①～③各1枚、合計3枚）
  - ① 営巣場所（土地、建物等の状況）の全景写真
  - ② 駆除前のスズメバチの巣とその周囲の状況が分かる写真
  - ③ ②と同じ構図で撮影した駆除後のスズメバチの巣があった場所の写真
    - ※ただし、営巣場所が通気口内など①または②の写真にスズメバチの巣を写すことができない場所や、無害化の対応を行った場合には、除去したスズメバチの巣またはスズメバチの死骸の写真。

問い合わせ先

鎌倉市環境保全課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 TEL : 0467-61-3444